

半 期 報 告 書

(第 23 期中)

自 平成19年 6 月 1 日
至 平成19年11月30日

日本オラクル株式会社

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(941-300)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	6
4. 経営上の重要な契約等	7
5. 研究開発活動	7
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	22
(5) 大株主の状況	23
(6) 議決権の状況	24
2. 株価の推移	24
3. 役員の状況	24
第5 経理の状況	25
中間財務諸表等	26
(1) 中間財務諸表	26
(2) その他	57
第6 提出会社の参考情報	58
第二部 提出会社の保証会社等の情報	59

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月22日
【中間会計期間】	第23期中（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 新宅 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 最高財務責任者 野坂 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 最高財務責任者 野坂 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第21期中	第22期中	第23期中	第21期	第22期
会計期間	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成18年 6月1日 至平成18年 11月30日	自平成19年 6月1日 至平成19年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成18年 5月31日	自平成18年 6月1日 至平成19年 5月31日
売上高（百万円）	41,375	45,785	54,386	91,564	100,767
経常利益（百万円）	13,644	15,809	17,866	32,206	37,190
中間（当期）純利益（百万円）	8,045	9,822	10,512	18,988	22,134
持分法を適用した場合の投資利益 （百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	22,131	22,177	22,231	22,144	22,214
発行済株式総数（株）	128,194,662	127,033,571	127,061,171	127,016,371	127,052,471
純資産額（百万円）	75,394	77,160	79,344	78,714	81,463
総資産額（百万円）	105,979	105,469	111,954	110,917	116,839
1株当たり純資産額（円）	593.67	607.41	623.33	619.72	640.67
1株当たり中間（当期）純利益金額 （円）	63.35	77.33	82.74	149.51	174.24
潜在株式調整後1株当たり中間（当 期）純利益金額（円）	63.32	77.28	82.69	149.40	174.12
1株当たり配当額 （円）	60	64	70	150	164
自己資本比率（％）	71.1	73.2	70.7	71.0	69.7
営業活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	11,974	8,753	9,777	22,216	23,829
投資活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	1,412	△795	4,511	△8,067	△6,357
財務活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	△10,109	△11,366	△12,677	△17,666	△19,435
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	25,160	14,956	18,012	18,364	16,401
従業員数（人）	1,502	1,602	2,060	1,530	1,712

（注） 1. 当社は中間連結財務諸表は作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間における、各部門に係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年11月30日現在

従業員数（人）	2,060
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託社員（1人）を含んでおります。
2. 従業員につきましては、前事業年度末に比べ348人増加しております。主な増加理由は、買収製品（米国オラクル・コーポレーションが買収した企業の製品）の取引窓口を、従来の日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社より当社へ一元化するため、同社より出向社員275人の受入れを行ったことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、個人消費を中心とした内需に弱さが見られたものの、外需の好調に支えられた企業収益の拡大もあり、緩やかな景気拡大基調が続きました。

当社は、データベース等の基盤製品からアプリケーション製品までを一貫して提供できるソフトウェアベンダーとして、顧客のビジネス上の課題を解決し、成長を支援する製品やサービスを販売・提供してまいりました。親会社であるオラクル・コーポレーションが買収によりラインナップに加えた製品やサービスを取り扱う、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（OIS）との協業体制を強化し、オラクルの製品やサービスを提供する窓口を当社に一本化し、OISからは同社製品の販売とサービスの提供を担ってきた経験豊富な人材の出自を受け入れました。これにより、製品およびソリューションのラインナップを拡大するとともに、顧客への提案力や営業力が強化され、業種・規模の異なる様々な顧客の要望に応じた提案を行うことが可能となり、案件の獲得が加速しました。

また、中堅・中小企業向けの拡販を担う専任組織の設置やソリューションの提供など、更なる成長を実現するために、営業力の強化に継続的に取り組み、顧客カバレッジの拡大ならびにパートナービジネスの拡充を図り、顧客のニーズに合った製品やサービスを提案する体制を整えてまいりました。

このような活動の結果、当中間会計期間の売上高は543億86百万円（前年同期比86億1百万円、18.8%増）、営業利益は175億97百万円（前年同期比19億57百万円、12.5%増）、経常利益は178億66百万円（前年同期比20億56百万円、13.0%増）、中間純利益は105億12百万円（前年同期比6億89百万円、7.0%増）となり、それぞれ過去最高となりました。

各部門別の業績の概況は次のとおりであります。

① ソフトウェア関連

(i) データベース・テクノロジー

当部門においては、顧客の事業活動の拡大に伴う情報システムの増強や再構築、メインフレームからオープンシステムへの移行、情報システムの統合といったIT投資の動きを受けて、収益基盤であるデータベース製品やそのオプション製品が好調に推移しました。さらに、既存の情報システムや業務アプリケーション間の連携を行うソリューションへのニーズが高まり、これら用途に利用され、当社が成長基盤として注力しているフュージョン・ミドルウェア製品の販売が順調な伸びを示しました。

また、増大するデータ処理に対応し、管理運用コストを低減させることができるデータベースの新製品「Oracle Database 11g」を平成19年10月に発売いたしました。

これらの結果、当部門の売上高は191億35百万円（前年同期比12億61百万円、7.1%増）となりました。

(ii) ビジネス・アプリケーション

当部門においては、グローバル化への対応、M&Aや事業再編に対応したシステム統合、管理系業務の集約、収益管理の精緻化、ガバナンス・リスク・コンプライアンス強化等に対応したシステム構築需要の高まりを受け、ビジネス・アプリケーション製品を導入する動きが進みました。さらに、パートナー企業の技術者の育成に協力し、当社製品に精通した技術者を数多く育成することで、パートナー企業とともに当部門の事業拡大を目指す施策

「Project1000」を継続してまいりました。

また、平成19年10月には中堅企業向けソリューションから構成されるパートナープログラム

「Oracle Accelerate」を発表し、パートナー企業との協業を強化し、提案力と競争力の向上にも努めました。

これらの結果、当部門の売上高は27億70百万円（前年同期比5億28百万円、23.6%増）となりました。

(iii) アップデート&プロダクト・サポート

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売増加、情報システムの保守・運用についての意識の高まりや、当社の製品サポートサービスへの信頼、満足度の向上により、高いサポート契約率ならびに更新率を維持しました。また、平成19年9月より、Linux OSレベルからの一貫したサポートを提供する「Oracle Unbreakable Linux」を開始いたしました。

これらの結果、当部門の売上高は248億70百万円（前年同期比42億17百万円、20.4%増）と堅調に推移しました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計したソフトウェアプロダクト売上、関連するアップデート&プロダクト・サポート部門の売上を加えたソフトウェア関連部門の売上高は467億75百万円（前年同期比60億7百万円、14.7%増）と過去最高となりました。

② サービス

(i) アドバンスド・サポート

当部門においては、特に顧客の重要業務を担う情報システムを対象として、当社技術者が遠隔地より24時間365日の保守・運用を行うことで、より付加価値の高いサポートを提供する「Oracle On Demand」や、通常の製品サポートのレベルにとどまらず、それぞれの顧客に合わせたより先進的なサポートサービスを提供する

「Advanced Customer Services」の双方のサービスにおいて、強い需要が続いており、それに対応するための人員拡充、体制強化を進めてまいりました。

これらの結果、売上高は9億15百万円（前年同期比2億38百万円、35.3%増）と大幅に伸びました。

(ii) エデュケーションサービス

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売が堅調に推移し、また、新しい製品やソリューションに対応するための技術者育成に対する旺盛な研修需要が続いていることから、パートナー企業や顧客に対する研修サービスの提供が順調に拡大を続けております。また、技術者認定資格「ORACLE MASTER」を拡充し、専門性の高い認定資格「ORACLE MASTER Expert」を平成19年10月より提供開始いたしました。

これらの結果、売上高は12億39百万円（前年同期比1億94百万円、18.6%増）となりました。

(iii) コンサルティングサービス

当部門においては、ビジネス・アプリケーションの導入に伴うコンサルティングサービスの需要が拡大し、大型案件を順調に獲得しました。また、データベースやフュージョン・ミドルウェア製品の導入に伴うコンサルティングサービスも堅調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は54億56百万円（前年同期比21億60百万円、65.5%増）と大幅に伸びました。

以上により、サービス部門の売上高は76億10百万円（前年同期比25億93百万円、51.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間においては、税引前中間純利益178億66百万円（前年同期比11億49百万円増）を計上しました。売上債権は14億97百万円減少しました。法人税等の支払額は88億91百万円となりました。これらの結果、営業活動により得られた資金は97億77百万円（前年同期比10億24百万円増）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、45億11百万円（前年同期は7億95百万円の資金の使用）となりました。これは主に有価証券の償還などによるものです。この償還金については、短期債券（現金同等物）の購入および運転資金に充てられました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は126億77百万円（前年同期比13億10百万円増）となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末と比べ16億11百万円増加し、180億12百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	金額（百万円）	前年同期比（％）
アップデート&プロダクト・サポート	24,870	+20.4
アドバンスト・サポート	915	+35.3
エデュケーションサービス	1,239	+18.6
コンサルティングサービス	5,456	+65.5
合計	32,480	+26.5

(注) 1. 金額は販売価額によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
ソフトウェア関連		
ソフトウェアプロダクト		
データベース・テクノロジー	19,135	+7.1
ビジネス・アプリケーション	2,770	+23.6
ソフトウェアプロダクト小計	21,905	+8.9
アップデート&プロダクト・サポート	24,870	+20.4
ソフトウェア関連計	46,775	+14.7
サービス		
アドバンスト・サポート	915	+35.3
エデュケーションサービス	1,239	+18.6
コンサルティングサービス	5,456	+65.5
サービス計	7,610	+51.7
合計	54,386	+18.8

(注) 1. 前中間会計期間および当中間会計期間の主な相手先に対する販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
日本電気株	5,330	11.6	5,430	10.0
富士通株	4,967	10.9	—	—

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結または解約した重要な契約等はありません。
なお、以下の契約についてはオラクル・パートナー契約の一部改定にともない、契約期間を変更しております。

オラクル・パートナー契約

(旧)

相手先	契約年月日	契約期間
(株)アシスト	<u>平成16年4月1日</u>	平成16年4月1日から2年間、以後1年毎に更新（更新中）

(新)

相手先	契約年月日	契約期間
(株)アシスト	<u>平成19年4月1日</u>	平成19年11月1日から平成20年9月30日、以後1年毎に更新（注2）

- (注) 1. 下線は変更箇所を示しております。
2. 平成19年11月1日以降、改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。

5【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発はオラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、当社は新製品開発の初期の段階から参画しており、オラクル・コーポレーションとの密接な協力により、日本市場に適合した商品開発に反映させております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年2月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,061,171	127,068,471	東京証券取引所 市場第一部	—
計	127,061,171	127,068,471	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注)1	2,434個	2,362個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	243,400株	236,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日（平成14年10月1日）の属する月の前月（平成14年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,303個	2,268個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	230,300株	226,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日（平成15年10月1日）の属する月の前月（平成15年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第2回分(平成16年1月9日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	5個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	500株	—
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	6,420円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年1月9日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、6,420円は権利付与日(平成16年1月9日)の属する月の前月(平成15年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,342円と権利付与日の終値6,420円との比較により、6,420円としたものであります。
3. 「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

(二) 平成16年8月25日定時株主総会決議（平成16年9月28日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,421個	2,314個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	242,100株	231,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,583円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日（平成16年10月1日）の属する月の前月（平成16年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,693個	2,604個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	269,300株	260,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(へ) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	30個	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	3,000株	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,760円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,760円 資本組入額 2,880円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。
3. 「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ト) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,664個	2,627個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	266,400株	262,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,490円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日（平成18年12月25日）の属する月の前月（平成18年11月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(チ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	280個	80個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	28,000株	8,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,610円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月9日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 7,392円 資本組入額 3,696円	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,610円は発行日（平成19年1月9日）の属する月の前月（平成18年12月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,587円と発行日の終値5,610円との比較により、5,610円としたものであります。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成21年1月9日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成23年1月9日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 「(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）」の(注)4に同じであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の払込金額1,782円と新株予約権の行使時の払込金額5,610円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,782円については、報酬債権の対当額をもって相殺されます。

(リ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行（平成19年9月27日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	150個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	15,000株	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,240円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 6,696円 資本組入額 3,348円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年9月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日（平成19年10月15日）の属する月の前月（平成19年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額1,456円と新株予約権の行使時の払込金額5,240円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,456円については、報酬債権の対等額をもって相殺されます。

(ヌ) 平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成19年10月12日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,801個	2,773個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	280,100株	277,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,240円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成29年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 6,725円 資本組入額 3,363円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(リ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行（平成19年9月27日取締役会決議）」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,240円は発行日（平成19年10月15日）の属する月の前月（平成19年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 「(リ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行（平成19年9月27日取締役会決議）」の(注)4に同じであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

② 新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプションについては次のとおりであります。

(イ) 平成11年8月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	255,450株	254,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は、権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

3. (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、②に繰り越すものとする。
- ② 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成12年8月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	202,200株	200,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成13年8月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	271,200株	270,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年6月1日～ 平成19年11月30日 (注) 1	8,700	127,061,171	16	22,231	16	33,669

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ14百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成19年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク (常任代理人 日興コーディアル証券株式会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A. (東京都千代田区丸の内3-3-1)	94,967	74.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	4,151	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,066	1.6
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,015	0.8
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都港区芝3-23-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	1,012	0.8
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2-2-2	815	0.6
ジェーピーエムシービーオムニバスユーエスペンショントリートリーティアジャスデック380052 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	270 Park Avenue, New York, NY U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	503	0.4
ジェーピーエムシービーユーエスエーレジデントペンションジャスデックレンド385051 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	270 Park Avenue, New York, NY U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	365	0.3
シージーエムエルロンドンエクイティ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CitiGroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, LONDON (東京都品川区東品川2-3-14)	292	0.2
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	262	0.2
計	—	105,452	83.0

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,923千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,041千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	988千株
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社	1,012千株
野村信託銀行株式会社	815千株
三菱UFJ信託銀行株式会社	229千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 126,406,100	1,264,061	—
単元未満株式	普通株式 652,671	—	—
発行済株式総数	127,061,171	—	—
総株主の議決権	—	1,264,061	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権の数35個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本オラクル株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4-1	2,400	—	2,400	0.00
計	—	2,400	—	2,400	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	5,440	5,490	5,430	5,260	5,300	5,310
最低 (円)	5,170	5,190	4,920	4,980	5,120	4,850

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.5%
売上高基準	0.7%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		14,956		12,267		13,902	
2. 受取手形		2		—		3	
3. 売掛金		11,658		14,829		16,324	
4. 有価証券		63,104		60,530		63,264	
5. たな卸資産		3		3		3	
6. 繰延税金資産		1,572		1,501		1,979	
7. その他		1,552		802		702	
8. 貸倒引当金		△0		△1		△1	
流動資産合計		92,850	88.0	89,933	80.3	96,180	82.3
II 固定資産	※						
1. 有形固定資産							
(1) 建物付属設備		417		429		397	
(2) 器具及び備品		647		883		625	
(3) 建設仮勘定		7,833		16,668		15,663	
有形固定資産合計		8,899		17,980		16,686	
2. 無形固定資産		11		9		11	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		617		459		521	
(2) 関係会社株式		29		29		29	
(3) 繰延税金資産		370		546		564	
(4) 差入保証金		2,657		2,954		2,813	
(5) その他		43		49		43	
(6) 貸倒引当金		△9		△9		△9	
投資その他の資産合計		3,708		4,030		3,961	
固定資産合計		12,619	12.0	22,020	19.7	20,659	17.7
資産合計		105,469	100.0	111,954	100.0	116,839	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年5月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I	流動負債							
	1. 買掛金	3,407		5,069		4,855		
	2. 未払金	3,004		3,007		2,664		
	3. 未払法人税等	6,567		7,034		9,105		
	4. 未払消費税等	780		697		1,348		
	5. 前受金	12,799		14,414		14,738		
	6. 賞与引当金	1,080		1,042		1,539		
	7. 役員賞与引当金	47		31		72		
	8. その他	621		776		515		
	流動負債合計		28,309	26.8		32,074	28.6	
II	固定負債							
	本社移転費用引当金	—		535		535		
	固定負債合計		—	—		535	0.5	
	負債合計		28,309	26.8		32,610	29.1	
(純資産の部)								
I	株主資本							
	1. 資本金		22,177	21.0		22,231	19.8	
	2. 資本剰余金							
	(1) 資本準備金	33,615		33,669		33,652		
	(2) その他資本剰余金	0		0		0		
	資本剰余金合計		33,615	31.9		33,669	30.1	
	3. 利益剰余金							
	(1) 利益準備金	3,212		1,000		3,212		
	(2) その他利益剰余金							
	特別償却準備金	21		4		8		
	繰越利益剰余金	18,018		22,237		22,213		
	利益剰余金合計		21,252	20.2		23,241	20.8	
	4. 自己株式		△4	△0.0		△12	△0.0	
	株主資本合計		77,041	73.1		79,128	70.7	
II	評価・換算差額等							
	その他有価証券評価 差額金		118	0.1		70	0.1	
	評価・換算差額等 合計		118	0.1		70	0.1	
III	新株予約権		—	—		145	0.1	
	純資産合計		77,160	73.2		79,344	70.9	
	負債純資産合計		105,469	100.0		111,954	100.0	

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高		45,785	100.0	54,386	100.0	100,767	100.0			
II 売上原価		18,339	40.1	23,579	43.4	40,228	39.9			
売上総利益		27,445	59.9	30,806	56.6	60,539	60.1			
III 販売費及び一般管理 費		11,805	25.7	13,209	24.2	23,758	23.6			
営業利益		15,639	34.2	17,597	32.4	36,781	36.5			
IV 営業外収益	※1	176	0.3	274	0.5	431	0.4			
V 営業外費用		5	0.0	5	0.0	22	0.0			
経常利益		15,809	34.5	17,866	32.9	37,190	36.9			
VI 特別利益	※2	920	2.0	—	—	977	1.0			
VII 特別損失	※3	13	0.0	—	—	554	0.6			
税引前中間 (当期) 純利益		16,716	36.5	17,866	32.9	37,613	37.3			
法人税、住民税及び 事業税		6,774		6,832		15,961				
法人税等調整額		119	6,893	15.0	521	7,353	13.6	△482	15,478	15.3
中間 (当期) 純利益		9,822	21.5	10,512	19.3	22,134	22.0			

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年6月1日 至平成18年11月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					特別償却準備金	繰越利益剰余金				
平成18年5月31日 残高 (百万円)	22,144	33,582	—	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	33	33							66	
剰余金の配当						△11,431	△11,431		△11,431	
特別償却準備金の取崩し					△13	13	—		—	
中間純利益						9,822	9,822		9,822	
自己株式の取得								△3	△3	
自己株式の処分			0					0	0	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	33	33	0	—	△13	△1,595	△1,608	△2	△1,545	
平成18年11月30日 残高 (百万円)	22,177	33,615	0	3,212	21	18,018	21,252	△4	77,041	

	評価・換 算差額等	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	
平成18年5月31日 残高 (百万円)	127	78,714
中間会計期間中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		66
剰余金の配当		△11,431
特別償却準備金の取崩し		—
中間純利益		9,822
自己株式の取得		△3
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）	△8	△8
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△8	△1,553
平成18年11月30日 残高 (百万円)	118	77,160

当中間会計期間（自平成19年6月1日 至平成19年11月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成19年5月31日 残高 (百万円)	22,214	33,652	0	33,652	3,212	8	22,213	25,434	△9	81,291
中間会計期間中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	16	16		16						33
剰余金の配当							△12,705	△12,705		△12,705
特別償却準備金の取崩し						△4	4	—		—
利益準備金の振替					△2,212		2,212	—		—
中間純利益							10,512	10,512		10,512
自己株式の取得									△4	△4
自己株式の処分			△0	△0					0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	16	16	△0	16	△2,212	△4	24	△2,192	△3	△2,162
平成19年11月30日 残高 (百万円)	22,231	33,669	0	33,669	1,000	4	22,237	23,241	△12	79,128

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成19年5月31日 残高 (百万円)	106	65	81,463
中間会計期間中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			33
剰余金の配当			△12,705
特別償却準備金の取崩し			—
利益準備金の振替			—
中間純利益			10,512
自己株式の取得			△4
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	△36	79	43
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△36	79	△2,119
平成19年11月30日 残高 (百万円)	70	145	79,344

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年6月1日 至平成19年5月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成18年5月31日 残高 (百万円)	22,144	33,582	—	33,582	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586
当期中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	69	69		69						139
剰余金の配当							△19,561	△19,561		△19,561
特別償却準備金の取崩し						△26	26	—		—
当期純利益							22,134	22,134		22,134
自己株式の取得									△9	△9
自己株式の処分			0	0					0	1
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)										
当期中の変動額合計(百万円)	69	69	0	69	—	△26	2,598	2,572	△8	2,704
平成19年5月31日 残高 (百万円)	22,214	33,652	0	33,652	3,212	8	22,213	25,434	△9	81,291

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成18年5月31日 残高 (百万円)	127	—	78,714
当期中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			139
剰余金の配当			△19,561
特別償却準備金の取崩し			—
当期純利益			22,134
自己株式の取得			△9
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△20	65	45
当期中の変動額合計(百万円)	△20	65	2,749
平成19年5月31日 残高 (百万円)	106	65	81,463

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		16,716	17,866	37,613
減価償却費		191	240	393
株式報酬費用		—	79	65
貸倒引当金の増減額(減少:△)		0	—	1
賞与引当金の増減額(減少:△)		△368	△496	89
役員賞与引当金の増減額(減少:△)		△51	△41	△27
本社移転費用引当金の増減額(減少:△)		—	—	535
受取利息及び受取配当金		△75	△234	△240
支払利息		—	0	0
投資有価証券売却益		—	—	△56
固定資産除売却損		0	1	13
売上債権の増減額(増加:△)		3,211	1,497	△1,455
たな卸資産の増減額(増加:△)		2	△0	2
未収入金の増減額(増加:△)		△607	△29	133
その他流動資産の増減額(増加:△)		△27	△70	81
仕入債務の増減額(減少:△)		△3,310	214	△1,862
未払金の増減額(減少:△)		188	349	△121
未払消費税等の増減額(減少:△)		85	△651	653
前受金の増減額(減少:△)		296	△323	2,235
その他流動負債の増減額(減少:△)		155	248	29
その他		△5	△6	△5
小計		16,402	18,644	38,080
利息及び配当金の受取額		63	24	81
利息の支払額		—	△0	△0
法人税等の支払額		△7,712	△8,891	△14,331
営業活動によるキャッシュ・フロー		8,753	9,777	23,829

		前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△49,698	△43,434	△114,662
有価証券の償還による収入		49,132	49,625	116,582
有形固定資産の取得による支出		△222	△1,537	△8,244
無形固定資産の取得による支出		—	△0	△3
投資有価証券の売却による収入		—	—	133
保証金の差入による支出		△19	△143	△176
保証金の返還による収入		13	2	14
投資活動によるキャッシュ・フロー		△795	4,511	△6,357
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		66	33	139
自己株式の取得による支出		△3	△4	△9
自己株式の売却による収入		0	0	1
配当金の支払額		△11,430	△12,707	△19,567
財務活動によるキャッシュ・フロー		△11,366	△12,677	△19,435
IV 現金及び現金同等物の増減額(減少: △)		△3,408	1,611	△1,963
V 現金及び現金同等物の期首残高		18,364	16,401	18,364
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	※	14,956	18,012	16,401

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② 満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>③ その他有価証券</p> <p>イ. 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>ロ. 時価のないもの 株式：移動平均法による原価法 債券：償却原価法</p> <p>(2) たな卸資産 月別総平均法に基づく原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② —————</p> <p>③ その他有価証券</p> <p>イ. 時価のあるもの 同左</p> <p>ロ. 時価のないもの 株式：同左 債券：同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② 満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>③ その他有価証券</p> <p>イ. 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>ロ. 時価のないもの 株式：同左 債券：同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 建物付属設備 定率法</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア 定額法</p> <p>ロ. その他 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>① 建物付属設備 8年～15年</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ. サーバー 3年</p> <p>ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 建物付属設備 同左</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア 同左</p> <p>ロ. その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>① 建物付属設備 8年～15年</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ. サーバー 3年</p> <p>ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 建物付属設備 同左</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア 同左</p> <p>ロ. その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>① 建物付属設備 8年～15年</p> <p>② 器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ. サーバー 3年</p> <p>ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した資産（コンピュータハードウェアを除く）については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) _____</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 本社移転費用引当金 平成20年（第24期）における新本社ビルへの移転に伴い発生する、賃借ビルの原状回復工事費用を見積もって計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(4) 本社移転費用引当金 同左</p> <p>(追加情報) この「本社移転費用引当金」は、当期において発生することが確定し、合理的な見積が可能になったことにより計上したものであります。</p>
4. 収益の計上基準	コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
5. 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フロー 計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書に おける資金(現金及び現金同等物) は、手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動について僅 少なリスクしか負わない取得日か ら3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書におけ る資金(現金及び現金同等物) は、手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動について僅 少なリスクしか負わない取得日か ら3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表(財務 諸表)作成のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の処理方法 同左

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
		<p>(減価償却の方法)</p> <p>当期より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産（コンピュータハードウェアを除く）については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日）を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ65百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年11月30日)	当中間会計期間末 (平成19年11月30日)	前事業年度末 (平成19年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,298百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,296百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,344百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 66百万円 保険配当金 55百万円 ※2. 特別利益のうち主要なもの 前期損益修正益 920百万円 前事業年度に係る関係会社からの請求額 の修正によるものであります。 ※3. 特別損失のうち主要なもの 事業構造改革費用 13百万円 4. 減価償却実施額 有形固定資産 189百万円 無形固定資産 2百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 213百万円 ※2. _____ ※3. _____ 4. 減価償却実施額 有形固定資産 237百万円 無形固定資産 2百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 222百万円 保険配当金 55百万円 ※2. 特別利益のうち主要なもの 前期損益修正益 920百万円 前事業年度に係る関係会社からの請求額 の修正によるものであります。 ※3. 特別損失のうち主要なもの 事業構造改革費用 19百万円 本社移転費用引当金繰入額 535百万円 「本社移転費用引当金繰入額」は平成20 年(第24期)における新本社ビルへの移 転に伴う、賃借ビルの原状回復工事費用 の見込額であります。 4. 減価償却実施額 有形固定資産 388百万円 無形固定資産 5百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当中間会計期間増 加株式数(千株)	当中間会計期間減 少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)	127,016	17	—	127,033
自己株式				
普通株式	0	0	0	0

(注) 発行済株式の増加17千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	11,431	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年12月21日 取締役会	普通株式	8,130	利益剰余金	64	平成18年11月30日	平成19年2月9日

当中間会計期間(自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (千株)	当中間会計期間増 加株式数 (千株)	当中間会計期間減 少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注)	127,052	8	—	127,061
自己株式				
普通株式	1	0	0	2

(注) 発行済株式の増加8千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
			前事業年度 末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	145
合計		—	—	—	—	—	145

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年7月30日 取締役会	普通株式	12,705	100	平成19年5月31日	平成19年8月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 取締役会	普通株式	8,894	利益剰余金	70	平成19年11月30日	平成20年2月12日

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式（注）	127,016	36	—	127,052
自己株式 普通株式	0	1	0	1

（注）発行済株式数の増加36千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当期末残高 (百万円)
			前期末	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	65
合計		—	—	—	—	—	65

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	11,431	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日
平成18年12月21日 取締役会	普通株式	8,130	64	平成18年11月30日	平成19年2月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年7月30日 取締役会	普通株式	12,705	利益剰余金	100	平成19年5月31日	平成19年8月30日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年11月30日現在) (百万円)	※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年11月30日現在) (百万円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年5月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 14,956	現金及び預金勘定 12,267	現金及び預金勘定 13,902
現金及び現金同等物 14,956	有価証券勘定 60,530	有価証券勘定 63,264
	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 $\Delta 54,784$	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 $\Delta 60,766$
	現金及び現金同等物 18,012	現金及び現金同等物 16,401

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自平成18年6月1日 至平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)	前事業年度 (自平成18年6月1日 至平成19年5月31日)
オペレーティング・リース取引 (借主側)	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料
	1年内 3百万円	1年内 3百万円	1年内 3百万円
	1年超 2百万円	1年超 4百万円	1年超 4百万円
	合計 5百万円	合計 8百万円	合計 8百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成18年11月30日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	149	349	199
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	149	349	199

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	18,369
譲渡性預金	1,999
(2) その他有価証券	
コマーシャルペーパー	42,735
非上場株式	267

当中間会計期間末（平成19年11月30日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	120	239	118
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	120	239	118

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
コマーシャルペーパー	58,233
譲渡性預金	2,296
非上場株式	220

前事業年度末（平成19年5月31日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	120	300	180
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	120	300	180

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
コマーシャルペーパー	60,976
譲渡性預金	2,288
非上場株式	220

（デリバティブ取引関係）

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用 しておりませんので該当事項はあり ません。	同左	同左

（ストック・オプション等関係）

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

当中間会計期間に付与したストック・オプションはありません

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

1. ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 21百万円

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 57百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 984名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 15,000株	普通株式 280,100株
付与日	平成19年10月15日	平成19年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日（平成19年10月15日）以降、権利確定日（平成21年10月15日）まで継続して勤務していること。 ②付与日（平成19年10月15日）以降、権利確定日（平成23年10月15日）まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日（平成19年10月15日）以降、権利確定日（平成21年10月15日）まで継続して勤務していること。 ②付与日（平成19年10月15日）以降、権利確定日（平成23年10月15日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで ②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで ②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで
権利行使期間	平成21年10月15日から平成28年8月29日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成21年10月15日から平成29年8月29日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
権利行使価格（円）	5,240	5,240
付与日における公正な評価単価（円）	1,456	1,485

（注）株式数に換算して記載しております。

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

1. ストック・オプションにかかる当期における費用計上額及び科目名

売上原価 16百万円

販売費及び一般管理費（株式報酬費用）49百万円

2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員1,281名	当社取締役 9名 当社従業員1,410名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 750,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成11年10月1日	平成12年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日（平成11年10月1日）以降、権利確定日（平成13年9月30日）まで継続して勤務していること。 ②付与日（平成11年10月1日）以降、権利確定日（平成15年9月30日）まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日（平成12年10月1日）以降、権利確定日（平成14年9月30日）まで継続して勤務していること。 ②付与日（平成12年10月1日）以降、権利確定日（平成16年9月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成11年10月1日から平成13年9月30日まで ②平成11年10月1日から平成15年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成12年10月1日から平成14年9月30日まで ②平成12年10月1日から平成16年9月30日まで
権利行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	同 左
権利行使価格（円）	11,132	28,205
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社従業員1,564名	当社取締役 6名 当社従業員1,553名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 499,700株	普通株式 492,400株
付与日	平成13年10月1日	平成14年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで
権利行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで 同 左
権利行使価格(円)	11,780	3,870
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員1,400名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 334,300株	普通株式 1,500株
付与日	平成15年10月1日	平成16年1月9日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで ②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成16年1月9日から平成17年9月30日まで ②平成16年1月9日から平成19年9月30日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	同左
権利行使価格(円)	5,931	6,420
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 888名	当社従業員1,166名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 336,300株	普通株式 326,000株
付与日	平成16年10月1日	平成17年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで ②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで
権利行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで 同 左
権利行使価格(円)	5,583	5,000
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年第2回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員1名	当社従業員1,135名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,000株	普通株式 283,600株
付与日	平成18年3月23日	平成18年12月25日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成18年3月23日）以降、権利確定日（平成19年9月30日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成18年3月23日）以降、権利確定日（平成21年9月30日）まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日（平成18年12月25日）以降、権利確定日（平成20年12月25日）まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日（平成18年12月25日）以降、権利確定日（平成22年12月25日）まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年3月23日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成18年3月23日から平成21年9月30日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>②平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p>
権利行使期間	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>同 左</p>
権利行使価格（円）	5,760	5,490
付与日における公正な評価単価（円）	—	1,732

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 28,000株
付与日	平成19年1月9日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成19年1月9日)以降、権利確定日(平成21年1月9日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成19年1月9日)以降、権利確定日(平成23年1月9日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成19年1月9日から平成21年1月9日まで ②平成19年1月9日から平成23年1月9日まで
権利行使期間	平成21年1月9日から平成28年8月29日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
権利行使価格(円)	5,610
付与日における公正な評価単価(円)	1,782

(注) 株式数に換算して記載しております。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 6 月 1 日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成19年 5 月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり純資産額 607.41円	1株当たり純資産額 623.33円	1株当たり純資産額 640.67円
1株当たり中間純利益金額 77.33円	1株当たり中間純利益金額 82.74円	1株当たり当期純利益金額 174.24円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 77.28円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 82.69円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 174.12円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	9,822	10,512	22,134
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	9,822	10,512	22,134
普通株式の期中平均株式数 (株)	127,021,468	127,054,958	127,031,440
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	82,324	74,161	91,928
(うち新株予約権(株))	(82,324)	(74,161)	(91,928)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額の算定 に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権4種類(新株 予約権の数 5,117個) 新株引受権3種類(新株引 受権の株式の数 771,300株) これらの詳細について は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。	新株予約権8種類(新株 予約権の数 10,654個) 新株引受権3種類(新株引 受権の株式の数 728,850株) これらの詳細について は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。	新株予約権6種類(新株 予約権の数 7,922個) 新株引受権3種類(新株 引受権の株式の数 746,150株) これらの詳細について は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)</p>
<p>1. 従業員へのストック・オプションの付与</p> <p>当社は、平成18年8月29日開催の第21期定時株主総会及び平成18年12月21日開催の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行をすることを決議し、平成18年12月25日付で発行しております。</p> <p>1. 発行した新株予約権の数 2,836個</p> <p>2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 283,600株</p> <p>3. 新株予約権の発行価額 無償</p> <p>4. 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり 5,490円</p> <p>5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円</p> <p>6. 新株予約権の行使期間 平成20年12月25日から平成28年8月29日</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。</p> <p>① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。</p> <p>② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。</p>	<p>該当事項はありません。</p>	<p>1. 出向社員受入の件</p> <p>平成19年5月24日の取締役会の決議に基づき、平成19年6月1日より、従来、主に日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社が取り扱ってきた買収製品（米国オラクル・コーポレーションが買収した企業の製品）の取引窓口について当社への一元化を進めております。これに伴い、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社から出向社員約250名を受入れております。</p> <p>2. 利益準備金減少の件</p> <p>平成19年7月30日開催の取締役会において、平成19年8月29日開催の第22期定時株主総会に下記のとおり利益準備金の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。</p> <p>(1)利益準備金の額の減少の目的 分配可能額の充実を図るとともに、今後の財務政策上の柔軟性、機動性を確保するために行うものであります。</p> <p>(2)利益準備金の額の減少の要領 会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金3,212,776,109円のうち、2,212,776,109円を減少させ、その全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。</p> <p>(3)利益準備金減少の日程</p> <p>①取締役会決議日 平成19年7月30日</p> <p>②定時株主総会決議日 平成19年8月29日</p> <p>③債権者異議申述公告 平成19年8月31日</p> <p>④債権者異議申述最終期日 平成19年10月1日</p> <p>⑤利益準備金減少の効力発生日 平成19年10月2日</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)</p>
<p>(3) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。</p> <p>(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>2. 取締役へのストック・オプションの付与</p> <p>当社は、平成18年8月29日開催の第21期定時株主総会及び平成18年12月21日開催の取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、平成19年1月9日付で発行しております。</p> <p>1. 発行した新株予約権の数 280個</p> <p>2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,000株</p> <p>3. 新株予約権の発行価額 新株予約権1個当たり178,200円 (ただし、実際には、新株予約権の払込金額に割当数を乗じた金額の金銭による払込みに代えて、払込みの期日をもって、取締役会において決議された報酬等の額を本新株予約権の払込金額に割当数を乗じた金額と対当額で相殺するものとする。)</p> <p>4. 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり 5,610円</p> <p>5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 7,392円 資本組入額 3,696円</p> <p>6. 新株予約権の行使期間 平成21年1月9日から平成28年8月29日</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)</p>
<p>7. 新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。</p> <p>① 平成21年1月9日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。</p> <p>② 平成23年1月9日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。</p> <p>(3) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。</p> <p>(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>		

(2) 【その他】

平成19年12月21日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

①中間配当による配当金の総額 8,894百万円

②1株当たりの金額 70円

③支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年2月12日

(注)平成19年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第22期）（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）平成19年8月30日 関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成19年10月3日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。（取締役へのストック・オプションの付与）

平成18年10月17日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。（従業員へのストック・オプションの付与）

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年10月17日 関東財務局長に提出

平成19年10月3日に提出した取締役へのストック・オプションの付与に関する臨時報告書の訂正報告書であります。

平成19年11月30日 関東財務局長に提出

平成19年10月3日に提出した取締役へのストック・オプションの付与に関する臨時報告書の訂正報告書であります。

平成19年11月30日 関東財務局長に提出

平成19年10月3日に提出した取締役へのストック・オプションの付与に関する臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月22日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成18年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月22日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成19年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。